

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	東海財務局長						
【提出日】	平成25年11月29日						
【会社名】	株式会社物語コーポレーション						
【英訳名】	The Monogatari Corporation						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・C O O 加治 幸夫						
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11						
【電話番号】	0532 - 63 - 8001（代表）						
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部本部長 高津 徹也						
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11						
【電話番号】	0532 - 63 - 8001（代表）						
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部本部長 高津 徹也						
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集（売出）金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>3,504,000,000円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受けによる売出し</td> <td>733,320,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>659,988,000円</td> </tr> </table> <p>（注）1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成25年11月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年11月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	3,504,000,000円	引受人の買取引受けによる売出し	733,320,000円	オーバーアロットメントによる売出し	659,988,000円
一般募集	3,504,000,000円						
引受人の買取引受けによる売出し	733,320,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	659,988,000円						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。 						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）						

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年11月29日(金)開催の取締役会決議によります。

2 本「1 新規発行株式」及び後記「2 株式募集の方法及び条件」に記載の募集(以下、「一般募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び後記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、180,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年12月9日(月)から平成25年12月12日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,000,000株	3,504,000,000	1,752,000,000
計(総発行株式)	1,000,000株	3,504,000,000	1,752,000,000

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	自 平成25年12月13日（金） 至 平成25年12月16日（月） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年12月19日（木） （注）3

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成25年12月9日（月）から平成25年12月12日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.monogatari.co.jp/ir/ir_news.php）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年12月6日（金）から平成25年12月12日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年12月9日（月）から平成25年12月12日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月9日（月）の場合、申込期間は「自 平成25年12月10日（火） 至 平成25年12月11日（水）」、払込期日は「平成25年12月16日（月）」

発行価格等決定日が平成25年12月10日（火）の場合、申込期間は「自 平成25年12月11日（水） 至 平成25年12月12日（木）」、払込期日は「平成25年12月17日（火）」

発行価格等決定日が平成25年12月11日（水）の場合、申込期間は「自 平成25年12月12日（木） 至 平成25年12月13日（金）」、払込期日は「平成25年12月18日（水）」

発行価格等決定日が平成25年12月12日（木）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年12月9日（月）の場合、受渡期日は「平成25年12月17日（火）」

発行価格等決定日が平成25年12月10日（火）の場合、受渡期日は「平成25年12月18日（水）」

発行価格等決定日が平成25年12月11日（水）の場合、受渡期日は「平成25年12月19日（木）」

発行価格等決定日が平成25年12月12日（木）の場合、受渡期日は「平成25年12月20日（金）」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

（３）【申込取扱場所】

後記「３ 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 豊橋支店	愛知県豊橋市駅前大通三丁目63番地

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	800,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	200,000株	
計	-	1,000,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,504,000,000	27,000,000	3,477,000,000

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,477,000,000円については、全額を平成27年6月末までに新規出店のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成25年12月9日(月)から平成25年12月12日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	200,000株	733,320,000	愛知県豊橋市 小林 佳雄 131,000株
			神奈川県鎌倉市 小林 雄祐 56,000株
			愛知県豊橋市 高山 和永 10,000株
			東京都国立市 芝宮 良之 3,000株

(注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 売出価額の総額は、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込 単位	申込証拠 金（円）	申込受付場 所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定 日における株式会 社東京証券取引所 の終値(当日に終 値のない場合は、 その日に先立つ直 近日の終値)に 0.90~1.00を乗じ た価格(1円未満 端数切捨て)を仮 条件とします。)	未定 (注) 1、2	自 平成25年 12月13日(金) 至 平成25年 12月16日(月) (注) 3	100株	1株につ き売価 格と同一 の金額	右記金融商 品取引業者 及びその委 託販売先金 融商品取引 業者の本店 及び国内各 支店	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社 名古屋市中村区名駅四 丁目7番1号 東海東京証券株式会 社	(注) 5

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成25年12月9日(月)から平成25年12月12日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受けによる売出しの売出価格の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価格の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://www.monogatari.co.jp/ir/ir_news.php) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される申込期間と同一といたします。

4 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される株式の受渡期日と同一といたします。

5 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	160,000株
東海東京証券株式会社	40,000株

6 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充當いたします。

8 申込証拠金には、利息をつけません。

- 9 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	180,000株	659,988,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、180,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

http://www.monogatari.co.jp/ir/ir_news.php) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 売出価額の総額は、平成25年11月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成25年 12月13日(金) 至 平成25年 12月16日(月) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及びその 委託販売先金融商品取 引業者の本店及び国内各 支店	-	-

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

- 2 株式の受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される株式の受渡期日と同一といたします。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。
- 5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、180,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成25年12月25日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年12月25日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行う予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年12月9日（月）の場合、「平成25年12月12日（木）から平成25年12月25日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月10日（火）の場合、「平成25年12月13日（金）から平成25年12月25日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月11日（水）の場合、「平成25年12月14日（土）から平成25年12月25日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月12日（木）の場合、「平成25年12月17日（火）から平成25年12月25日（水）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である小林佳雄、小林雄祐、高山和永及び芝宮良之並びに当社株主である小林早苗は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し及び小林雄祐がその親族に対して行う当社株式の贈与等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を、
裏表紙に当社ロゴマーク  を記載します。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年11月30日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年12月9日（月）から平成25年12月12日（木）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

- 2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.monogatari.co.jp/ir/ir_news.php）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、「1．事業の概況」から「4．店舗の状況」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

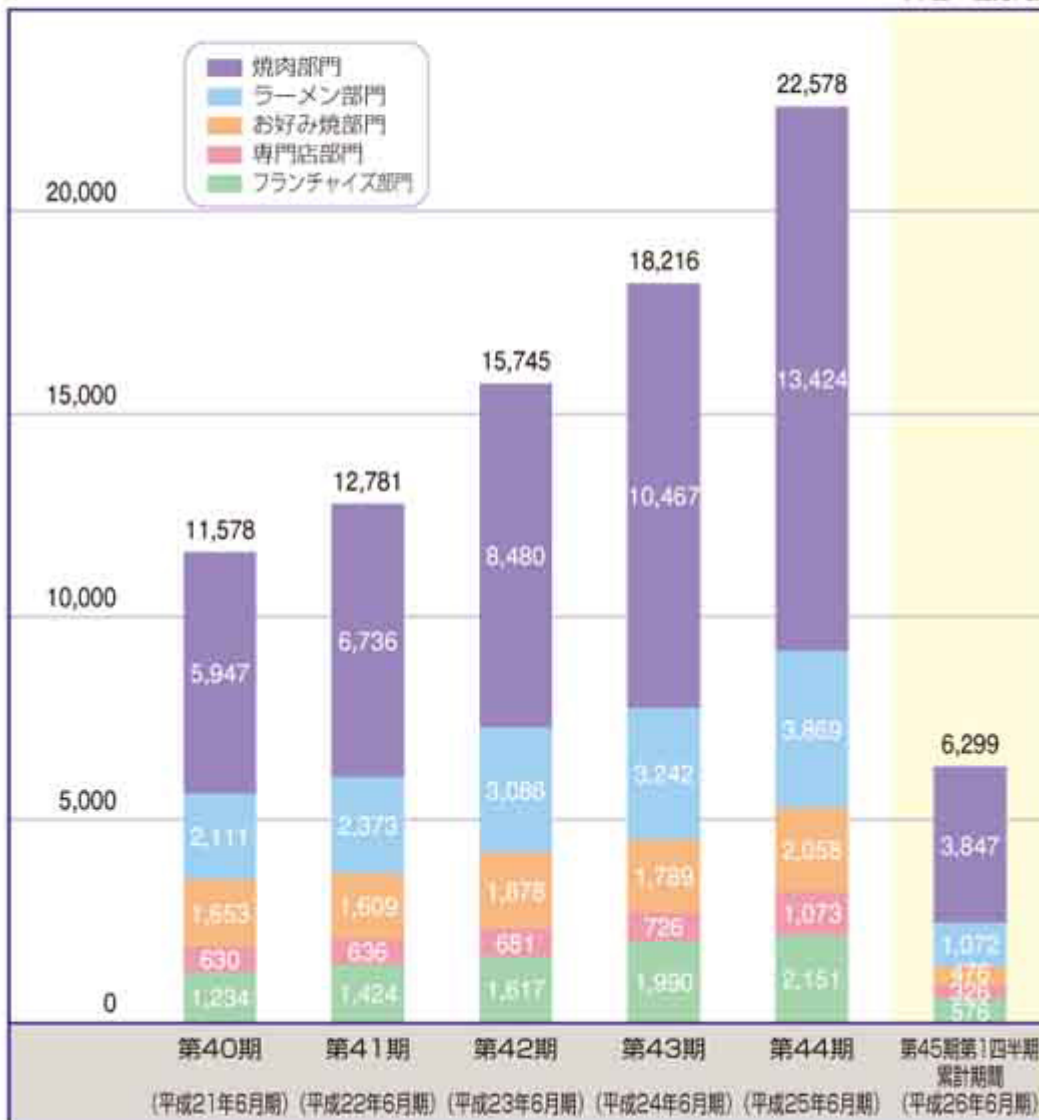
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の概況

当社は、4業種(焼肉・ラーメン・お好み焼・和食)の郊外型レストランを直営とフランチャイズの2つの方式にて平成25年9月30日現在、東海エリア・関東エリアを中心に全国265店舗(直営店124店舗、フランチャイズ店141店舗)を展開しております。

▶ 事業部門別売上高構成

(単位:百万円)



(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 第41期より事業部門の名称の一部を変更し、従来は「中華部門」としていたものを「ラーメン部門」に変更しております。

2. 業績等の推移

▶主要な経営指標等の推移

世 文	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期（仮）
決 算 年 月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
売 上 高（千円）	11,578,130	12,781,392	15,745,042	18,216,411	22,578,760	6,299,328
経 常 利 益（千円）	895,277	1,001,960	1,230,885	1,580,491	1,998,288	622,641
当期（四半期）純利益（千円）	453,844	506,765	530,139	821,104	1,061,605	382,674
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—	—
資 本 金（千円）	412,700	712,540	1,176,096	1,186,749	1,203,662	1,204,591
発行済株式総数（株）	1,230,600	1,403,500	4,935,182	4,952,282	4,979,582	4,981,082
純 資 産 額（千円）	1,626,333	2,662,590	4,037,040	4,763,327	5,761,675	6,071,336
総 資 産 額（千円）	7,181,968	8,057,255	9,869,648	10,801,084	12,467,748	12,329,729
1株当たり純資産額（円）	1,321.37	1,897.19	816.78	958.97	1,155.07	—
1株当たり配当額 （内、1株当たり中間配当額）（円）	45 [20]	50 [25]	21 [9]	22 [11]	27 [12]	— [—]
1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）	371.61	410.27	124.24	165.92	218.14	76.85
1株当たり当期（四半期）純利益金額 （調整後）（円）	365.83	402.60	123.42	165.30	216.52	76.32
自己資本比率（%）	22.6	33.0	40.8	43.9	46.1	49.1
自己資本利益率（%）	31.7	23.6	15.8	18.7	20.6	—
株価収益率（倍）	7.2	7.7	10.9	8.7	15.8	—
配 当 性 向（%）	12.1	12.1	16.9	13.2	12.3	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	1,253,810	914,487	1,713,012	1,957,133	2,080,369	—
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△772,411	△1,013,873	△1,036,042	△1,748,390	△1,620,743	—
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△235,980	480,444	338,143	△678,029	460,454	—
現金及び現金同等物の期末（仮）残高（千円）	1,487,920	1,868,979	2,884,093	2,414,806	3,334,887	—
従 業 員 数（名） 〔外、平均臨時雇用者数〕	333 [916]	379 [1,045]	427 [1,363]	476 [1,621]	534 [2,080]	537 [2,035]

(注) 1 当社は、連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。

4 第42期の1株当たり配当額には、株主一部指定に伴う記念配当2円を含んでおります。

5 第43期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第42期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について遡及処理しております。

6 当社は平成22年12月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。また、公募増資により、平成22年6月24日付で160,000株、平成23年6月24日付で650,000株発行しております。

売上高



経常利益



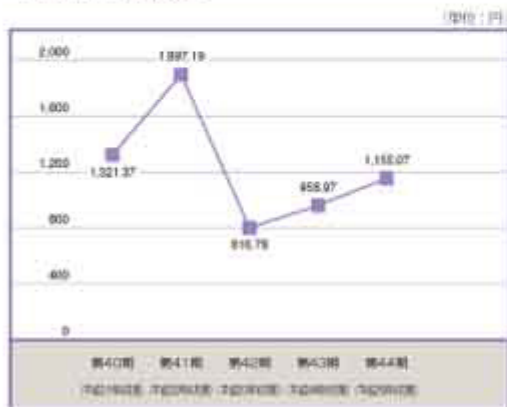
当期(四半期)純利益



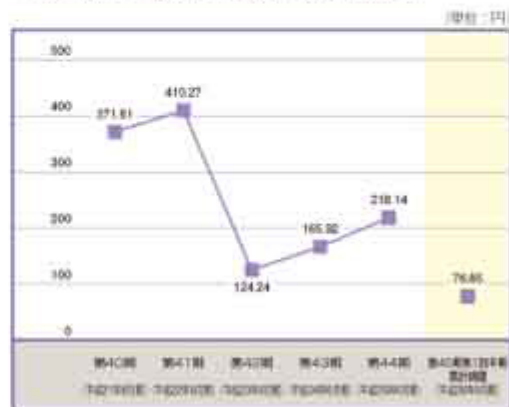
純資産額・総資産額



1株当たり純資産



1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は平成22年12月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

3. 事業の内容

当社は、経営理念「Smile&Sexy」のもと、「お客様の心のリラックス」を経営目標に掲げております。①お客様が持つ期待感の遥か上をいく「付加価値」を常に創造するために、業態開発、業態改善を絶え間なく続ける「開発力」、②ホスピタリティ溢れ、お客様のニーズを先読みして行動できる、プロフェッショナル性が高く、個性を発揮できる「人財力」。これらの経営資源を充実させることをテーマに事業活動をおこなっております。

なお、当社は飲食店事業の単一セグメントであります。事業運営上の「焼肉部門」「ラーメン部門」「お好み焼部門」「専門店部門」及び「フランチャイズ部門」の5部門の内容は以下のとおりであります。

① 焼肉部門

焼肉部門は、「焼肉一番カルビ」・「焼肉一番かるび」・「焼肉きんぐ」の3業態を展開しております。

焼肉一番カルビ

**焼肉
一番カルビ**

ポップなデザインを取り込んだ店舗作りやファミリー層を中心に獲得するための仕組みを盛り込んだ郊外型中大型焼肉店です。



焼肉一番かるび

**焼肉
一番かるび**

和風の落ち着いた雰囲気や専門性を演出しながら、ファミリー層だけでなく、幅広い客層にも利用していただける郊外型中大型焼肉店です。



焼肉きんぐ

**お席で注文 食べ放題
焼肉きんぐ**

テーブルバイキング方式(お席で注文する食べ放題システム)を採用し、より多くのお客様に満足して頂けることを目的とした郊外型中大型焼肉店です。



(平成25年9月30日現在)

② ラーメン部門

ラーメン部門は「丸源ラーメン」・「二代目丸源」の2業態を展開しております。

丸源ラーメン



看板商品「肉そば」がこだわりの本格的なラーメン専門店であり、個人やカップルやファミリー層まで幅広いお客様にお食事していただける郊外型中大型店です。



二代目丸源



山盛りのキャベツをトッピングした看板商品「しゃべとん」がこだわりの本格的なラーメン専門店であり、よりラーメン専門店の色合いを強く店舗内外に打ち出した郊外型中大型店です。



(平成25年9月30日現在)

③ お好み焼部門

お好み焼部門は「お好み焼本舗」の1業態を展開しております。

お好み焼本舗



産物のだしとかす玉(横玉)が入った大阪風のお好み焼をメインに、鉄板焼メニューも豊富に取り揃え、学生からファミリー層、サラリーマンの宴会需要と幅広くご利用いただける郊外型中大型店です。



(平成25年9月30日現在)

④ 専門店部門

専門店部門は「魚貝三昧げん屋」・「しゃぶしゃぶ海鮮源氏総本店」・「寿司・しゃぶしゃぶ食べ放題ゆず庵」の3業態を展開しております。

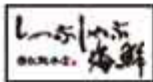
魚貝三昧げん屋



食材品質及び調理法にこだわりを持った商品を提供し、宴会場もあり法人等の接待・宴会需要まで幅広く対応できる高級居酒屋であります。



しゃぶしゃぶ海鮮源氏総本店



しゃぶしゃぶは、国産黒毛牛から豚肉、食べ放題メニューまで用意し、ファミリー層から忘年会等各種宴会や法事慶事までの幅広い需要に対応できる郊外型大型和食店であります。



寿司・しゃぶしゃぶ食べ放題ゆず庵



お寿司や天麩屋も楽しめる、テーブルバイキング方式（お席で注文する食べ放題システム）を採用した、ファミリー層から忘年会等各種宴会までの幅広い需要に対応できるしゃぶしゃぶ食べ放題専門の郊外型大型店であります。



(平成25年9月30日現在)

⑤ フランチャイズ部門

焼肉部門、ラーメン部門及びお好み焼部門の業態のうち、以下の業態のフランチャイズ・チェーン展開をしており、ノウハウの提供等の対価としてフランチャイジー及びサブフランチャイザーよりロイヤルティ収入等を得ております。

焼肉部門：「焼肉一番カルビ」・「焼肉一番かるび」・「焼肉さんく」
ラーメン部門：「丸源ラーメン」・「二代目丸源」
お好み焼部門：「お好み焼本舗」



(平成25年9月30日現在)

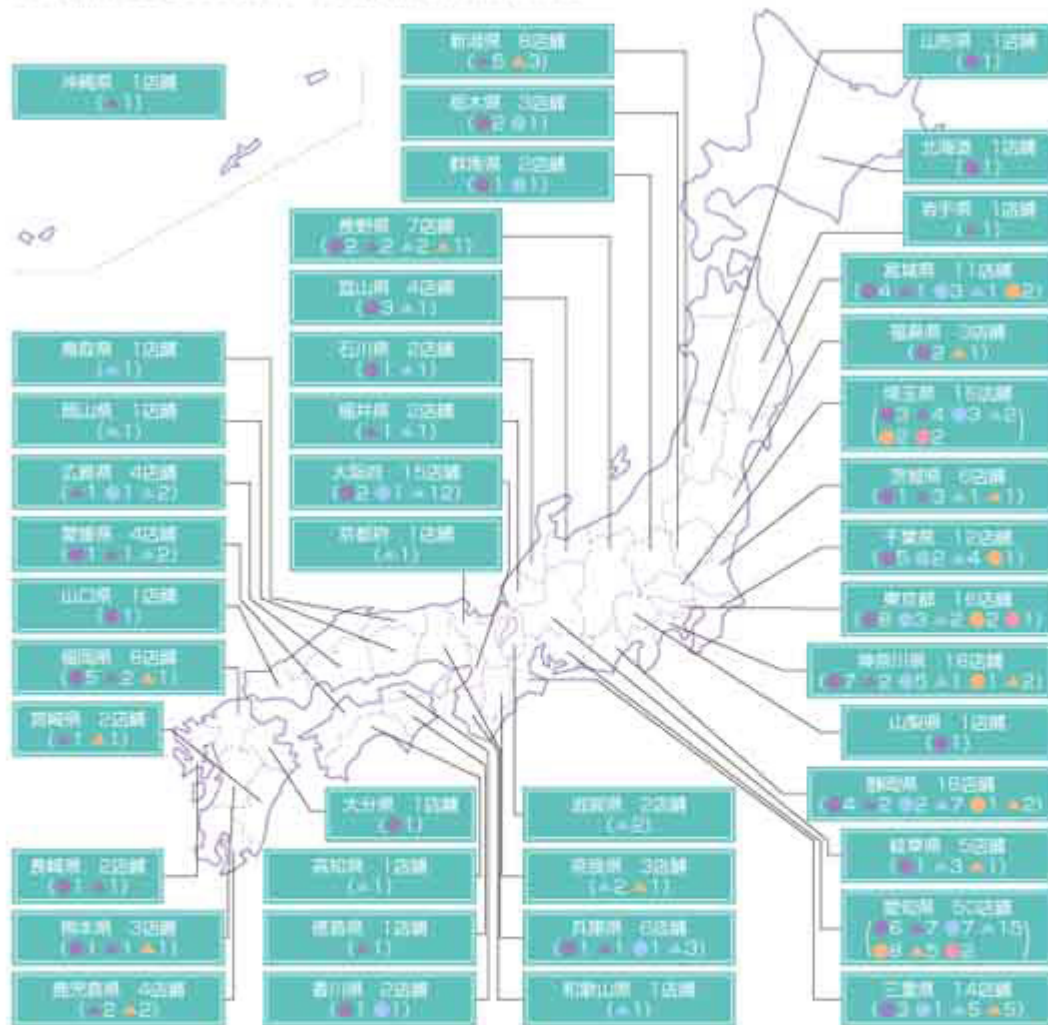
4. 店舗の状況

各業態の店舗数は以下のとおりであります。(平成25年9月30日現在)

部門	業態名	直営	FC
焼肉	焼肉一番カルビ	1	3
	焼肉一番かるび	6	7
	焼肉きんぐ	63	30
ラーメン	丸源ラーメン	27	72
	二代目丸源	5	2
お好み焼	お好み焼本舗	17	27
	魚貝三昧げん屋	1	—
専門店	しゃぶしゃぶ海鮮源氏総本店	2	—
	寿司・しゃぶしゃぶ食べ放題ゆず庵	2	—
合計		124	141

焼肉部門	直営	●
	FC	▲
ラーメン部門	直営	●
	FC	▲
お好み焼部門	直営	●
	FC	▲
専門店部門	直営	●

(注) FC店舗数には、サブフランチャイジー契約店舗も含まれております。

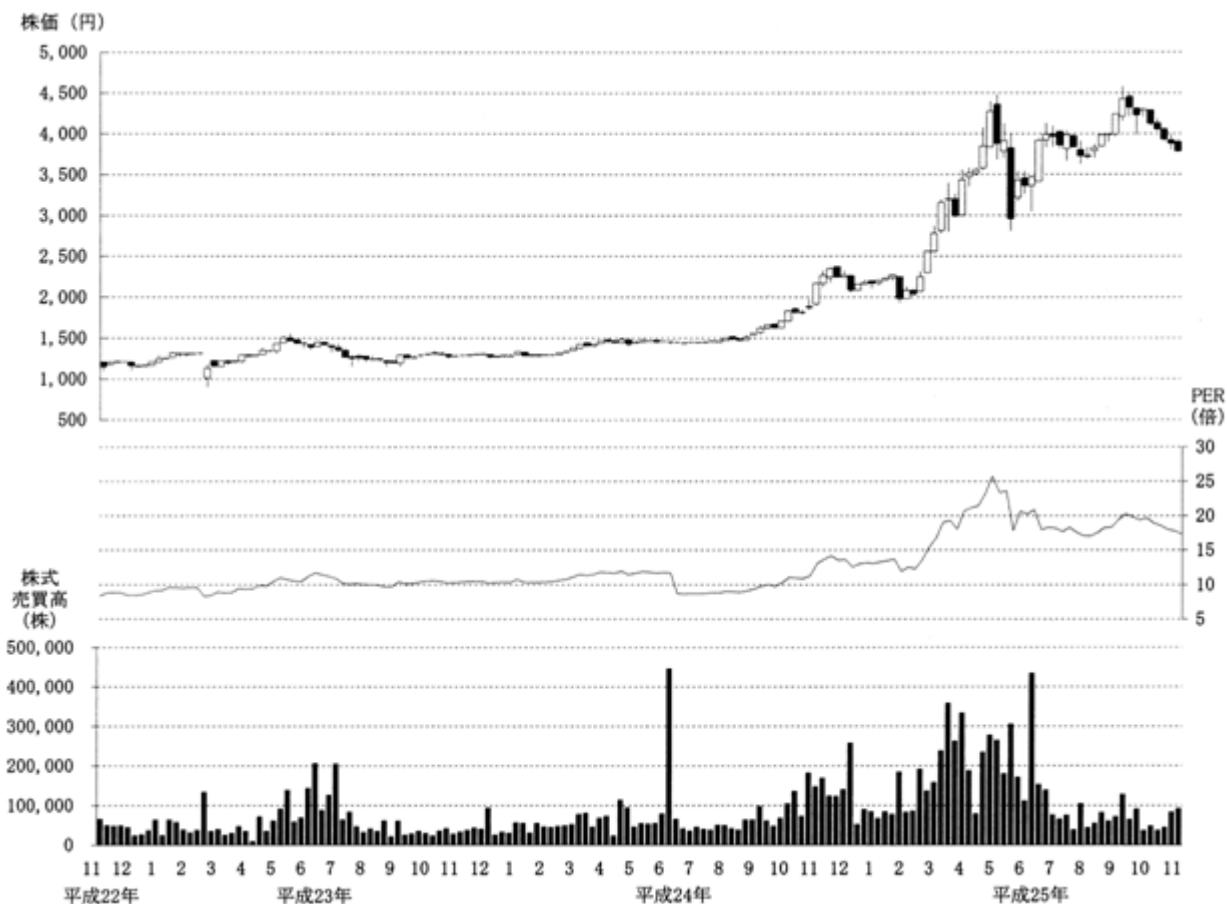


- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

平成22年11月29日から平成25年11月22日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年11月29日から平成23年6月30日については、平成22年6月期有価証券報告書の平成22年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除した数値を使用（平成22年12月1日付で株式1株を3株とする株式分割を行っているため）。

平成23年7月1日から平成24年6月30日については、平成23年6月期有価証券報告書の平成23年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年7月1日から平成25年6月30日については、平成24年6月期有価証券報告書の平成24年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年7月1日から平成25年11月22日については、平成25年6月期有価証券報告書の平成25年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年5月29日から平成25年11月22日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は以下のとおりです。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	平成25年5月31日	平成25年6月6日	大量保有報告書 (注)1	117,400	2.36
日興アセットマネジメント株式会社				154,400	3.11

(注)1 三井住友信託銀行株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。

2 上記大量保有報告書等は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月29日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	部門	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
焼肉きんぐ (神奈川県厚木市)	焼肉	店舗設備	131,563	24,207	増資資金 及び借入金	平成25年10月	平成26年1月	140席
焼肉きんぐ (栃木県小山市)	焼肉	店舗設備	113,050	2,675	増資資金 及び借入金	平成25年11月	平成26年1月	210席
焼肉きんぐ (佐賀県鳥栖市)	焼肉	店舗設備	98,235	10,230	増資資金 及び借入金	平成25年12月	平成26年2月	142席
焼肉きんぐ (岐阜県岐阜市)	焼肉	店舗設備	107,445	2,870	増資資金 及び借入金	平成25年12月	平成26年2月	188席
焼肉きんぐ (三重県松阪市)	焼肉	店舗設備	107,120	2,545	増資資金 及び借入金	平成26年1月	平成26年3月	188席
焼肉きんぐ (千葉県船橋市)	焼肉	店舗設備	126,615		増資資金 及び借入金	平成26年2月	平成26年4月	180席
焼肉きんぐ (京都府京都市)	焼肉	店舗設備	155,201	5,000	増資資金 及び借入金	平成25年3月	平成26年5月	208席
焼肉きんぐ (岡山県岡山市)	焼肉	店舗設備	194,943	7,200	増資資金 及び借入金	平成26年4月	平成26年6月	162席
平成26年6月までに 出店予定の1店舗	焼肉	店舗設備	110,000		増資資金 及び借入金	平成26年4月	平成26年6月	未定
平成27年6月までに 出店予定の11店舗	焼肉	店舗設備	1,210,000		増資資金 及び借入金	平成26年5月	平成27年6月	未定
平成26年6月までに 出店予定の3店舗	ラーメン	店舗設備	210,000		増資資金 及び借入金	平成26年4月	平成26年6月	未定
平成27年6月までに 出店予定の6店舗	ラーメン	店舗設備	420,000		増資資金 及び借入金	平成26年5月	平成27年6月	未定
お好み焼本舗 (熊本県熊本市)	お好み焼	店舗設備	47,015	10,752	増資資金 及び借入金	平成25年10月	平成25年12月	68席
お好み焼本舗 (福岡県北九州市)	お好み焼	店舗設備	78,675		増資資金 及び借入金	平成25年12月	平成26年2月	100席
お好み焼本舗 (神奈川県伊勢原市)	お好み焼	店舗設備	83,736		増資資金 及び借入金	平成26年2月	平成26年4月	110席
平成27年6月までに 出店予定の4店舗	お好み焼	店舗設備	280,000		増資資金 及び借入金	平成26年5月	平成27年6月	未定
ゆず庵 (山梨県甲府市)	専門店	店舗設備	155,207	78,320	増資資金 及び借入金	平成25年10月	平成25年12月	156席
ゆず庵 (静岡県富士市)	専門店	店舗設備	117,980	2,735	増資資金 及び借入金	平成25年12月	平成26年2月	166席
ゆず庵 (静岡県藤枝市)	専門店	店舗設備	125,175	2,735	増資資金 及び借入金	平成26年1月	平成26年3月	195席
ゆず庵 (静岡県浜松市)	専門店	店舗設備	138,765		増資資金 及び借入金	平成26年3月	平成26年5月	236席
ゆず庵 (愛知県安城市)	専門店	店舗設備	129,395	2,735	増資資金 及び借入金	平成26年4月	平成26年6月	190席

事業所名 (所在地)	部門	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
平成27年6月までに 出店予定の11店舗	専門店	店舗設備	1,430,000	2,700	増資資金 及び借入金	平成26年3月	平成27年6月	未定
製麺工場 (愛知県小牧市)		製麺工場	119,000		自己資金 及び借入金	平成25年11月	平成26年1月	未定 (注3)
合計			5,689,120	154,704				

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の金額には、無形固定資産、長期前払費用及び差入保証金を含んでおります。

3 当該工場については、ラーメン部門における製麺ラインを増設することで全店舗供給可能体制の構築及び供給停止リスクの低減を目的としております。そのため、完成後の増加能力を未定としております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日(平成25年9月25日)以後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月29日)までの間において、以下の臨時報告書を平成25年9月26日に提出しております。

その内容は以下のとおりとなっております。

1 提出理由

平成25年9月25日開催の当社第44期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、小林佳雄、加治幸夫、高山和永、岩崎昭彦、梅岡義央、高橋康忠、芝宮良之、高津徹也、木村公治、黒石明邦の10氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、近藤政博氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、天城武治氏を選任する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	21,623	657	0	(注) 1	可決(97.05%)
第2号議案 定款一部変更の件	22,088	192	0	(注) 2	可決(99.14%)
第3号議案 取締役10名選任の件					
小林 佳雄	22,127	153	0	(注) 3	可決(99.31%)
加治 幸夫	22,153	127	0		可決(99.43%)
高山 和永	22,153	127	0		可決(99.43%)
岩崎 昭彦	22,151	129	0		可決(99.42%)
梅岡 義央	22,151	129	0		可決(99.42%)
高橋 康忠	22,153	127	0		可決(99.43%)
芝宮 良之	22,153	127	0		可決(99.43%)
高津 徹也	22,153	127	0		可決(99.43%)
木村 公治	21,930	350	0		可決(98.43%)
黒石 明邦	21,634	646	0		可決(97.10%)
第4号議案 監査役1名選任の件 近藤 政博	21,848	432	0	(注) 3	可決(98.06%)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件 天城 武治	22,143	137	0	(注) 3	可決(99.39%)
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	22,991	288	0	(注) 1	可決(98.70%)
第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	16,548	5,732	0	(注) 1	可決(74.27%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載された資本金については、本有価証券届出書提出日（平成25年11月29日）までの間において次のとおり増加しております。

平成25年9月25日現在の資本金 （千円）	増加額 （千円）	平成25年11月29日現在の資本金 （千円）
1,204,591	3,345	1,207,936

（注）1 増加額は新株予約権の権利行使によるものであります。

2 平成25年11月29日現在、行使期間内にある新株予約権の残高、1株当たりの払込金額及び資本組入額は次のとおりであります。

	新株予約権の目的となる 株式の数（株）	新株予約権の行使時の払 込金額（円）	資本組入額（円）
平成22年9月22日開催の株主総会決議に基づくストック・オプション	40,800	1,014	507

4 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第44期）及び四半期報告書（第45期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年11月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 至	平成24年7月1日 平成25年6月30日	平成25年9月25日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第45期 第1四半期)	自 至	平成25年7月1日 平成25年9月30日	平成25年11月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

株式会社物語コーポレーション
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井夏樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内山隆夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第45期事業年度の第1四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年9月25日

株式会社物語コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井 夏樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内山 隆夫

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社物語コーポレーションの平成25年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社物語コーポレーションが平成25年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。